

スリランカ民主社会主義共和国

| | A ルート | B ルート | C ルート |
|--------------|---|---|--|
| I ルートの種類及び根拠 | 領事送達 (送達条約8条1項, 2項) | 中央当局送達 (送達条約3条1項) | 管轄裁判所送達 (二国間共助) |
| II ルートの選択基準 | 日本人に対する送達の場合は原則として本ルート | 外国人に対する場合又はAルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合 | 民事又は商事に関する事件以外の事件 |
| III 作成すべき文書等 | 1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、シンハラ語、タミル語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通 | 1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2 通 写し 1部 2 送達すべき文書 (シンハラ語、タミル語又は受送達者が解する言語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用) | 1 嘱託書 (管轄裁判所あてーシンハラ語又はタミル語の訳文添付) 1 通 写し 2部 2 送達すべき文書 (シンハラ語又はタミル語の訳文添付) 1 通 写し 1部 |
| IV 費 用 | 不 要 | 原則として不要 | 必 要 |
| V 期 間※ | 4箇月 | 12箇月 | 9箇月 |
| VI 中央当局 | 名 称 Secretary to the Ministry of Justice 所在地 Secretary Ministry of Justice Hulftsdorp COLOMBO 12 Sri Lanka | | |

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。